

時論

「20時間の壁」「130万円の壁」解消の方途

昨年10月の総選挙以来、「年収の壁」議論が喧しい。特段新しいテーマではないが、もう少し早く全国的话题に上っていれば、昨年の流行語大賞になったのではないか。

「年収の壁」の一般的な理解としては、パートやアルバイトで働く人たちが、税金や社会保険料の発生に伴う手取りの減少を回避すべく働き控えを行い、その結果、「壁」のように現れる年収の頭打ち水準と定義できよう。この事態は、家計所得とともに消費需要の抑制要因ともなり、事業者側にも人手不足の深刻化という供給の制約要因ともなっている。解消を急ぐべきことは当然である。

政党・有識者・評論家・メディア等で活発な議論が行われていることは結構だが、百家争鳴にして時に「政争の具」と化し、事の本質が見えにくくなっている感がある。それは次の諸点の認識が共有されていないためではないか。

第1は、「年収の壁」というと「103万円」がフォーカスされるが、パート勤務者本人にとっても、(以下、典型例でいえば)妻がパート勤務者である夫にとっても、「103万円の壁」は本来、存在しないということである。年収103万円を超えると本人には新たに所得税が課されるが、手取りが減ることはなく、妻の年収が103万円を超えて配偶者控除が切れても配偶者特別控除が控えており、夫の手取りが減ることはない(非正規勤労者の年収分布において103万円前後で「壁」が観察されるのは税制以外の要因と考えられる)。

親の扶養親族である子供(主に大学生)にとっては、親が特別扶養控除を使えるようにアルバイト収入を103万円までに抑えるという「壁」はある。だが大学生のアルバイト年収は平均40万円弱であり、大多数の学生が「壁」に直面しているとは考えにくい。所得・需要・供給の制約要因としての経済全体への影響度は限定的であろう。

このように考えると「103万円」は「壁」解消の主戦場とは言い難い。

第2は、「壁」解消策として基礎控除の引き上げを議論しても意味はないということである。

上記のように「103万円」は制度上の重大な「壁」とは言い難く、扶養親族の子供の年収要件は特別扶養控除の問題であり(年収要件は150万円まで引き上げられる見込み)、社会保険制度に起因する「壁(後述)」には、税制上の仕組みである基礎控除では直接的対応はできないためである。

基礎控除の額を、例えば前回改正時(1995年)以降の消費者物価の累積上昇率程度まで拡枠するインフレ調整は検討されてしかるべきだが、それによる手取りの増加が期待できる程度である。

第3は、社会保険制度に起因する「壁」は現行制度の枠内では解消困難ということである。

今般、厚労省は「106万円の壁」を解消すべく、社会保険加入義務要件から月額賃金8.8万円(≒年収106万円)要件を撤廃し、週所定労働時間20時間以上のみとし、パート勤務者の社会保険料を事業主が一部負担する仕組みも導入する方針を打ち出した。

これによって容易に想像できるのは、「106万円の壁」に代わって「20時間の壁」が現れることである。20時間を大幅に超えて働けば「壁」到達による手取りの減少をカバーできるが、家事・育児・介護等の事情もあり、誰もがそこまで増やせるわけではなかろう。20時間未満でも賃上げによる収入増を良しとして、

今まで通り配偶者の扶養者(第3号被保険者)に留まることが選好されても不思議はない。

事業主もただでさえ賃上げで頭を痛めている中で、社会保険料負担が加わり人件費コストがさらに増える事態は回避したい。人手不足とのせめぎあいではあるが、パート勤務者の労働時間を20時間未満に抑える誘因となる。また、パート勤務者の社会保険料負担を肩代わりできる中小企業は多いとは考えにくく、パート勤務者間でも週労働時間20時間を境に待遇格差と不公平感を生むことになる。社会保険料肩代わりを選択する事業主は少数にとどまるのではないか。

こうした事情から、「20時間の壁」は意外と高くなる可能性がある。

「20時間の壁」を働き控えて回避しても、すぐ先には第3号被保険者から外れて自身の社会保険料負担が生じる「130万円の壁」が立ちほだかる。「壁」到達によって手取りは20万円超減少するが、将来の給付は扶養者の時と同様に基礎年金だけであり、「106万円の壁」の時のような厚生年金の上乗せはない。パート勤務者が立ち止まるのも当然である。

賃上げ＝時間給アップが進むと「130万円の壁」までの距離は短くなる。パート勤務者は年収を130万円未満に抑え、第3号被保険者に留まるべく、週労働時間を20時間→19時間→18時間・・・と減らす行動に走る可能性がある。賃上げが社会保険制度に起因する「壁」を高くする方向に作用することになる。

第4は、上記から明らかなように、社会保険制度に起因する「壁」を解消するには、手取り減少分の補填措置などではなく、抜本的・長期的改革が必要ということである。

改革策として浮上しているのは「第3号被保険者制度の廃止」である。「20時間の壁」「130万円の壁」が発生する根本的要因を突き詰めると、「社会保険料負担なしに基礎年金が受給できる」という同制度の特権領域の存在に行き着く。「社会保険制度を世帯単位から個人単位に」と考え方を転換し、第3号被保険者制度を廃止し、多寡にかかわらず収入に応じた社会保険料を支払い、収入がない専業主婦(夫)の社会保険料は夫(妻)が支払うことになれば、社会保険制度に起因する「壁」はなくなる。

だがその場合でも、①自営業者・農業者・無職者など第1号被保険者が支払う国民年金保険料が厚生年金保険料よりかなり高くなる(給付は基礎年金のみ)という負担格差が生まれる、②疾病・障害・介護などで働きたくても働けない人(いわゆる「弱い3号」)は無年金ないし低年金となりかねず、「国民皆年金」の理念が揺らぎ、格差拡大を助長する一といった不公平・副作用を生む。

このような問題が出てくるのは、負担と受益の対応関係に立脚する社会保険の理念と、セーフティネット的な思想を内包する国民皆年金(特に基礎年金)の理念とは、そもそも矛盾するためではないか。

この問題に対する解決策としては、一部の経済団体や専門家が提言しているように、第3号被保険者制度の段階的な縮小・廃止とともに、基礎年金は社会保険方式ではなく、セーフティネット的な思想と親和性がある税方式とし、国民年金保険料も廃止することが望ましいと考える。基礎年金の主要財源は消費税を中心に手当てする必要がある。

併せて「壁」解消の直接的方策ではないが、家計の税・社会保険料負担における応能負担の強化を企図し、所得控除の縮減と税額控除の拡充をセットにした「給付付き税額控除」の導入も検討されてよい。

いずれにせよ、腰を据え、時間をかけた議論が必要であろう。政府・政党・政治家は今後の選挙を睨んだアピールを狙い、拙速で小手先の成果を求めるようなパフォーマンス的行動は厳に慎むべきだろう。

(専門理事 調査部主管 主席研究員 金木 利公)

※ 本レポートは作成時に入手可能なデータに基づく情報を提供するものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。また、執筆者個人の見解であり、当社の公式見解ではありません。ご質問等はchosainfo@smtbjpまでご連絡ください。